

防整施第4756号
令和3年3月25日
一部改正 防整施第14980号
令和6年6月26日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
各地方防衛支局長
名護防衛事務所長 殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における業務成果の品質低下の防止について
(通知)

標記について、別紙のとおり定め、令和3年4月1日以降に入札手続きを開始するものについて試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙「建設工事に係る技術業務における業務成果の品質低下の防止について」

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事に係る技術業務における業務成果の品質低下の防止について

建設工事に係る技術業務について、低価格の落札により業務成果の品質が低下することを防ぐための対応を以下のとおり定め、当分の間試行することとしたので留意されたい。

1 土壌汚染調査

- (1) 建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第5252号。令和2年3月31日）の規定による総合評価落札方式により入札を行う。
- (2) 建設工事に係る技術業務の契約等における履行確実性総合評価落札方式の試行について（通知）（防整施第6943号。28. 3. 31）の規定にかかわらず、予定価格が1, 000万円以下の業務であっても、当該通知の「調査基準価格」を、「調査基準価格の算出方法に準じて算出した価格（以下「品質確保基準価格」という。）」と読み替えて、当該通知を適用するものとする。
- (3) 建設工事に係る技術業務の契約等における第三者履行確認の義務付けの試行について（通知）（防整施第6925号。28. 3. 31）（以下、「第三者履行確認通知」という。）の規定にかかわらず、予定価格が500万円未満の業務であっても品質確保基準価格を設定し、当該通知を適用するものとする。
- (4) 予定価格が1, 000万円以下の業務において、履行確実性総合評価落札方式及び第三者履行確認を適用する場合の手続きのフローは、付紙に示す。

2 測量調査及び土質調査

第三者履行確認通知の規定にかかわらず、予定価格が500万円未満の業務であっても品質確保基準価格を設定し、当該通知を適用するものとする。

3 フォローアップのための資料提出

本試行の実施に当たり、各地方防衛局調達部調達計画課、各地方防衛支局建設計画官付及び名護防衛事務所建設課は、以下に掲げる資料を取りまとめの上、整備計画局建設制度官に提出するものとする。

- (1) 積算のために徴取した見積書並びに集計表
当該業務を契約した月の翌月15日までに提出する。なお、上記1に掲げる業務に限る。
- (2) 業務成績評定通知書の写し
当該業務の業務成績評定通知書を作成した月の翌月15日までに提出する。
- (3) 第三者履行確認に係る資料（履行確認実施計画（業務計画書のうち当該部分を抜粋したものをいう。）及び第三者履行確認通知に定める付紙第1から第9をいう。）
当該業務が完了した月の翌月15日までに提出する。なお、当該業務において第三者履行確認を義務付けた場合に限る。

4 その他

- (1) 本試行は、各地方防衛局調達部、各地方防衛支局建設計画官又は名護防衛事務所が所掌する業務に限るものとする。
- (2) 本試行の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

予定価格1,000万円以下の場合における手続の全体フロー

